

沼津市道路の位置の指定基準

平成 17 年 4 月 28 日 都市計画部長決裁

改正 平成 23 年 2 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定について、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 144 条の 4 に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(配置計画等)

第 2 条 位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、土地利用、交通等の現況等を十分考慮して配置しなければならない。

(指定道路の地目等)

第 3 条 指定道路の土地は、当該用途に供する土地の範囲を明確にするために分筆するとともに、当該土地の地目を公衆用道路とするものとする。

(指定道路の接続等)

第 4 条 指定道路は、その両端を法第 42 条に規定する道路（以下「道路」という。）に接続しなければならない。（別記第 1 図①）

ただし、やむを得ない場合は、袋路状道路（その一端のみが他の道路と接続したものをいう。以下同じ。）とすることが出来る。（別記第 1 図②、③）

2 前項の規定により、法第 42 条第 2 項に規定する幅員 4 メートル未満の道（以下「2 項道路」という。）に接続するときは、同項の規定により道路としてみなされた後退部分を分筆し、公衆用道路に地目変更しなければならない。（別記第 2 図）

(指定道路の幅員)

第 5 条 指定道路は、別記第 3 図に示す指定幅員をもって指定するものとする。

(指定道路の車道幅員)

第 6 条 指定道路の車道幅員は、4 メートル以上確保されなければならない。（別記第 3 図）

2 U 型側溝で覆蓋のないもの及び日本工業規格 JIS-A5372 落ちふた式 U 形側溝（3 種）相当の性能を有しないものは、車道幅員に含めない。

3 両端が他の道路に接続する指定道路で区間距離が、100 メートルを超えるものにあつては、車道幅員を 5 メートル以上としなければならない。（別記第 1 図①）

4 袋路状の指定道路で、その延長が 70 メートルを超えるものにあつては、車道幅員を 6 メートル以上としなければならない。（別記第 1 図②(ホ)）

5 車道幅員は、原則として、同一とする。

(指定道路の延長)

第 7 条 指定道路の延長は、指定道路の中心点を結んだ線の長さをいい、幅員が 4 メートル未満の部分は含めない。

2 指定道路が次の各号のいずれかに該当する河川等を横断するときは、当該横断部分の延長は指定道路の延長に含めないものとする。（別記第 4 図）

(1) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川及び同法第 100 条に規定する準用河川

(2) 沼津市普通河川条例（昭和 46 年条例第 16 号）第 2 条第 1 項に規定する普通河川

(3) 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 3 条第 2 項第 2 号に規定する公共用財産のうち水路敷、堤敷等

(転回広場)

第8条 令第144条の4第1項第1号に規定する転回広場の位置及び形状は、別記第5図に示すところによるもの又はこれらを包含し、かつ、有効に機能すると認められるものでなければならない。

2 第4条の規定により指定道路が接続する道路（以下「取付道路」という。）が幅員6メートル未満の袋路状道路の場合にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を指定道路の延長に加算し（別記第1図②(ロ)）、35メートルを超える場合は、前項に規定する転回広場を設けなければならない。（別記第1図②(ニ)）

3 前条第2項に規定する河川等を指定道路が横断するときは、この横断部分の延長を指定道路の延長に加算し、第1項に規定する転回広場を設けなければならない。

4 袋路状道路でないもの又は幅員が6メートル以上の袋路状道路に接続する車道幅員が5メートル以上6メートル未満の指定道路で、中間に転回広場の設置が必要な場合において、市長が周囲の状況により避難及び通行に安全上支障がないと認めたときは、その転回広場の数を1つ減ずることができる。

（すみ切り等）

第9条 既存の建築物等により、令第144条の4第1項第2号に規定するすみ切りを両側に設ける（別記第6図①）ことが著しく困難であり、市長がやむを得ないと認めたときは、次に掲げる隅切りとすることができる。

(1) 片側すみ切り 別記第6図②に示すところによるすみ切り

(2) 変則すみ切り 別記第6図③に示すところによるすみ切り

2 指定道路と他の道路若しくは指定道路相互が交差し、若しくは接続し、又は指定道路の屈曲により生ずる内角が60度未満のときは、原則として、底辺の長さが3メートル以上の二等辺三角形となる別記第6図④に示すすみ切りを設けなければならない。

3 指定道路と取付道路との接続部分に歩道があり、車道と歩道との間に段差、縁石ブロック等があるときは、歩道の切下げ等適切な措置を講じなければならない。この場合において、接続する形状は別記第6図⑤とする。

（勾配）

第10条 指定道路の縦断勾配は、9パーセント以下とする。

2 指定道路が他の道路に接続する部分及び指定道路が相互に交差する部分の延長6メートルの縦断勾配は2.5パーセント以下とする。（別記第7図）

ただし、交差角が60度未満となる場合にあっては、隅角部が急勾配とならない距離まで延長したものとする。

3 前2項に規定する縦断勾配とすることができない場合には、特定行政庁と協議するものとする。

4 指定道路の横断勾配は、原則として2パーセント以下とする。

（舗装等）

第11条 指定道路の路面は、アスファルト舗装その他これらに類する舗装をするものとする。

2 指定道路の縦断勾配がやむを得ず9パーセントを超える部分には、次に掲げる安全措置を講じなければならない。

(1) コンクリート又はアスファルトによる滑り止め舗装

(2) 適当な位置にコンクリート製の横断側溝（蓋を格子蓋としたもの）の設置

（道路の位置の表示及び排水施設）

第12条 指定道路の位置の指定又はその位置の変更をしようとするときは、沼津市建築基準法施行細則（平成6年沼津市規則第3号）第15条の規定により、側溝、街渠その他の永久構造物により道路の位置を表示しなければならない。

- 2 指定道路の側溝は、両側に設けることを原則とし、U字溝にあってはその内法寸法が24センチメートル以上、L字溝にあっては幅45センチメートル以上のコンクリート製で、開発区域内の下水及び雨水を有効かつ適切に排水できるように設置するとともに、流末は、公共排水路等に接続するものとする。
- 3 側溝は、コンクリート製とし、2次製品を使用したときは、仕様書等を提出するものとする。(別記第8図)
- 4 U形側溝には10メートル以内ごとにグレーチング蓋を設置し、L形側溝には側溝の起終点及び20メートル以内ごとに集水柵を設置するものとする。
- 5 指定道路内に設置するグレーチング蓋は、内蓋式とし、T-14(道路構造令(昭和45年政令第320号)、T荷重)以上の強度を有するものとする。

(指定道路内の通行)

第13条 指定道路内は、通行に支障のないようにしなければならない。なお、通行に支障がある場合には、指定は行われぬものとする。

(安全施設)

第14条 指定道路において、水路、がけ等により通行上危険を伴うおそれのある箇所又は落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある箇所があるときは、ガードレール、柵、擁壁等の適切な防護施設を設けなければならない。

- 2 前項の防護施設に係る土地は、指定幅員に含むことができる。

(電柱電話柱の設置)

第15条 電柱、電話柱及びその支柱等は、原則として道路敷地以外に設置すること。

(維持管理等)

第16条 指定道路の所有者又は管理者は、指定道路の維持管理に努めなければならない。

- 2 開発区域内に取付道路以外の2項道路の後退部分があるときは、その後退部分を分筆し、地目を公衆用道路にするよう努めなければならない。

(権利者の承諾等)

第17条 道路の位置の指定を受けようとする者は、次に掲げる権利者等の承諾を得るものとする。

- (1) 指定道路となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者(以下「土地の権利者」という。)
- (2) 既指定道路の土地の所有者(既指定道路に指定道路を接続するときに限る。)
- (3) 第4条第2項の規定に該当する後退部分の土地の権利者(該当する土地があるときに限る。)
- (4) 開発区域内の指定道路以外の土地に設ける水路部分の土地の権利者(該当する土地があるときに限る。)

- 2 前項第4号の規定に該当する場合には、原則として、その土地を分筆し、地目を用悪水路に変更するものとする。

- 3 道路の位置の指定を変更しようとする者は、次に掲げる権利者等の承諾を得るものとする。

- (1) 変更しようとする既指定道路の土地の権利者
- (2) 指定道路を延長し、又は幅員を広げる場合においては、次に掲げる者
 - ア 指定道路を延長する部分の土地の権利者
 - イ 指定道路の幅員を広げる部分の土地の権利者
- (3) 既指定道路の土地の所有者(既指定道路に指定道路を接続するときに限る。)
- (4) 開発区域内の指定道路以外の土地に設ける水路部分の土地の権利者(該当する土地があるときに限る。)

(5) 指定道路の一部を廃止する場合には、次に掲げる者（廃止する指定道路の部分に接する土地が、法第 43 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定に基づく静岡県建築基準条例（昭和 48 年 3 月 23 日条例第 17 号。以下「県条例」という。）の規定に抵触しないときは、廃止する指定道路の部分に接する土地の権利者及びこの接する土地にある建築物の所有者の承諾は不要とする。）

ア 廃止する指定道路の部分に接する土地の権利者

イ 廃止する指定道路の部分に接する土地にある建築物の所有者

4 前項第 4 号の規定に該当する場合には、原則として、その土地を分筆し、地目を用悪水路に変更するものとする

5 道路の位置の指定を廃止しようとする者は、次に掲げる権利者等の承諾を得るものとする（廃止する指定道路に接する土地が、法第 43 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定に基づく県条例の規定に抵触しないときは、廃止する指定道路に接する土地の権利者及びこの接する土地にある建築物の所有者の承諾は不要とする。）。

(1) 廃止する指定道路の土地の権利者

(2) 廃止する指定道路に接する土地の所有者

(3) 廃止する指定道路に接する土地にある建築物の所有者

付 則

この基準は、平成 17 年 5 月 2 日から施行する。

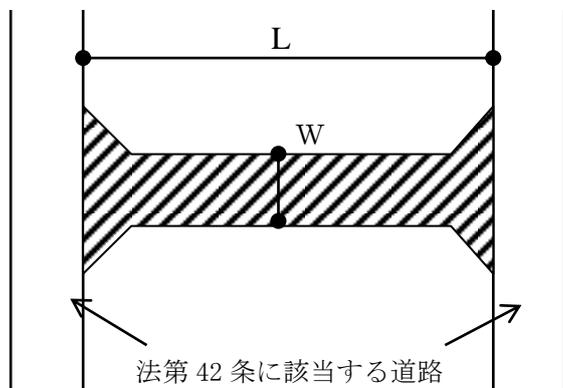
付 則

この基準は、平成 23 年 2 月 8 日から施行する。

別記第1図

幅員と延長

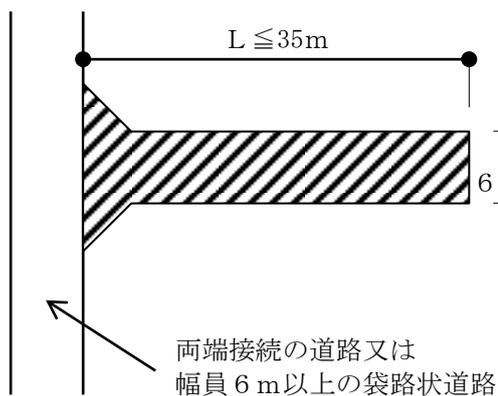
① 両端接続道路



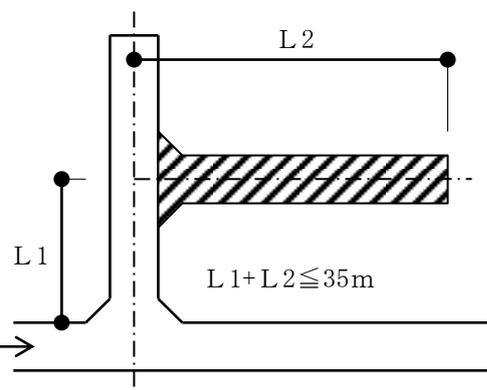
- ・延長(L)が100m以下のとき
車道幅員(W)は4m以上
- ・延長(L)が100mを超えるとき
車道幅員(W)は5m以上

② 袋路状道路

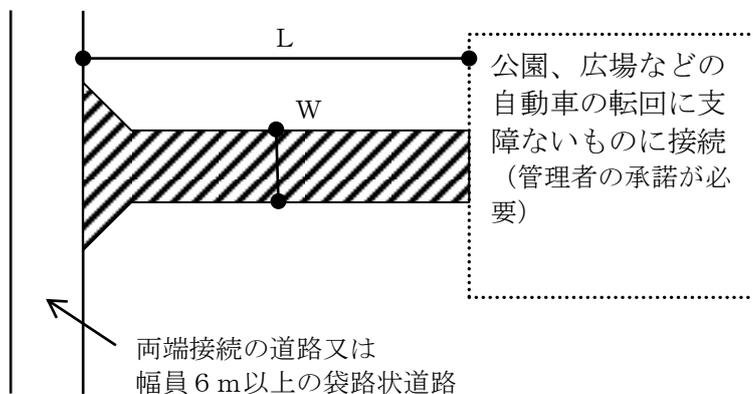
(イ)



(ロ) 接続道路が幅員6m未満の袋路状道路の場合

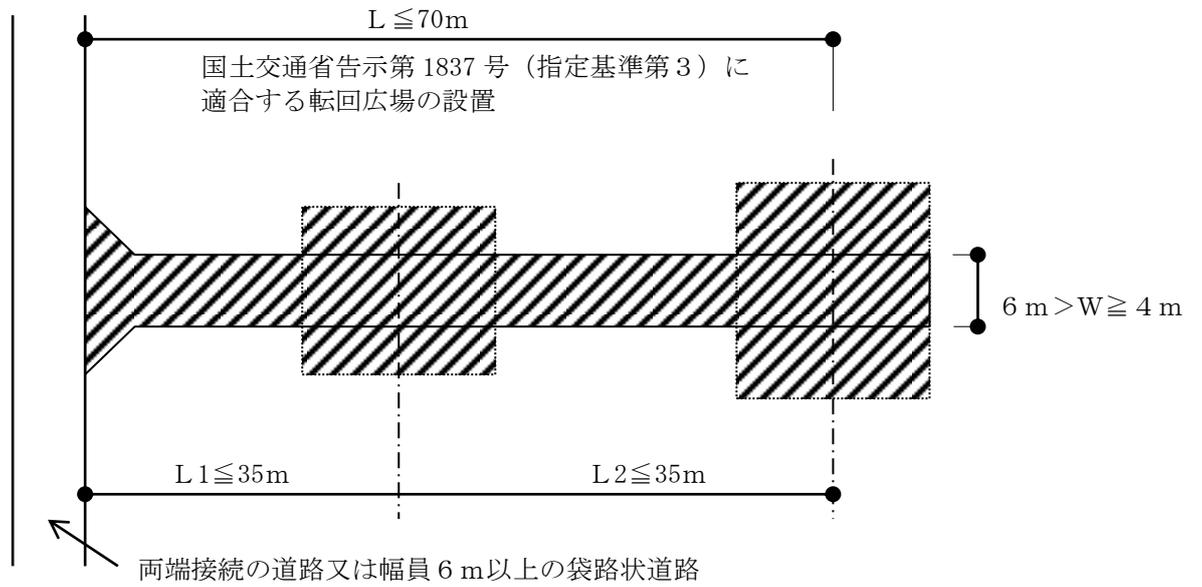


(ハ)

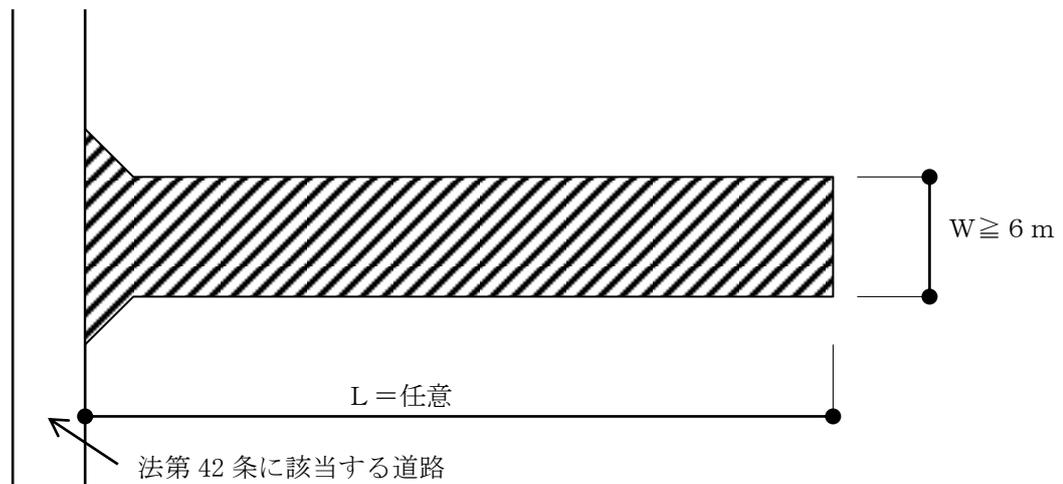


- ・ $L \leq 100\text{m}$ のとき
 $W \geq 4\text{m}$
- ・ $L > 100\text{m}$ のとき
 $W \geq 5\text{m}$

(二) 延長 (L) が 35m を超える場合

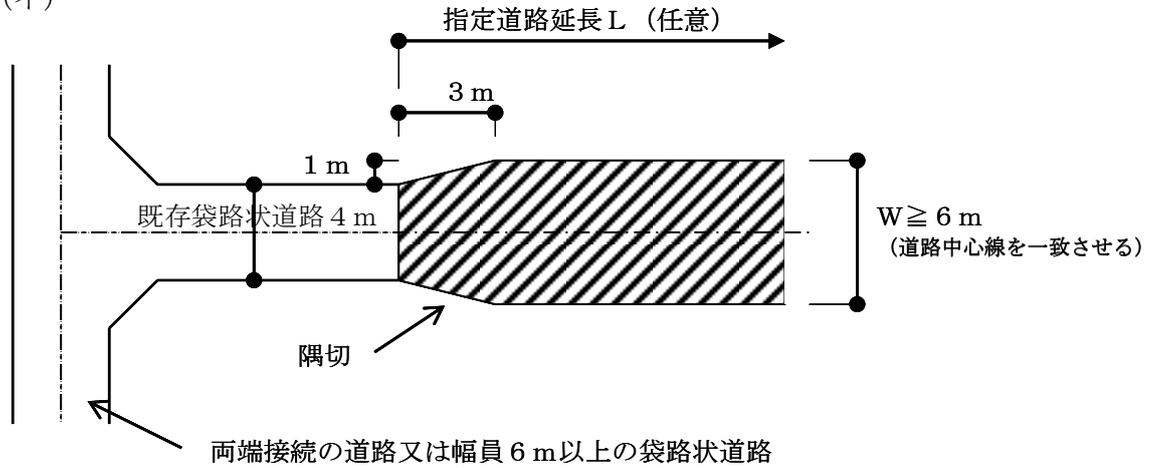


(ホ)

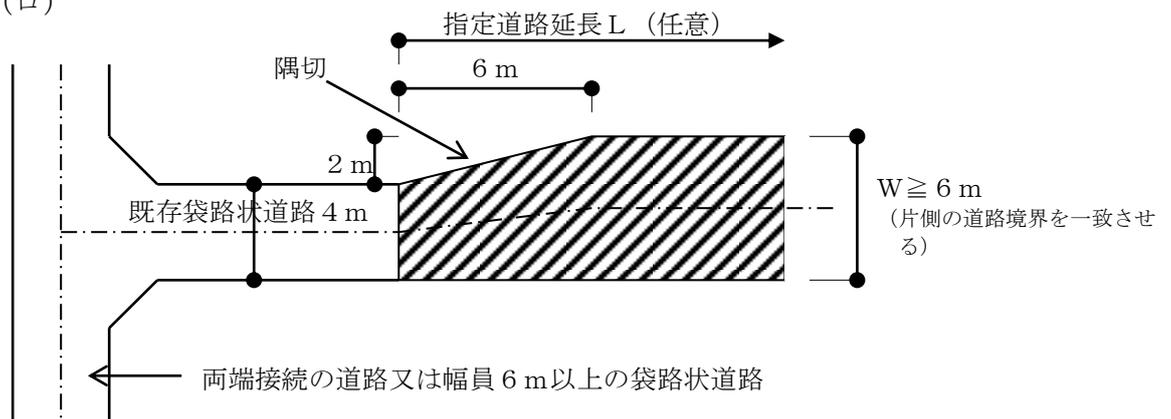


- ③ 既存袋路状道路（法第 42 条に該当する道路）の延長
 延長は原則 6 m 以上の道路によるものとする。
 既存袋路状道路が法第 42 条第 2 項の道路の場合は別途協議のこと。

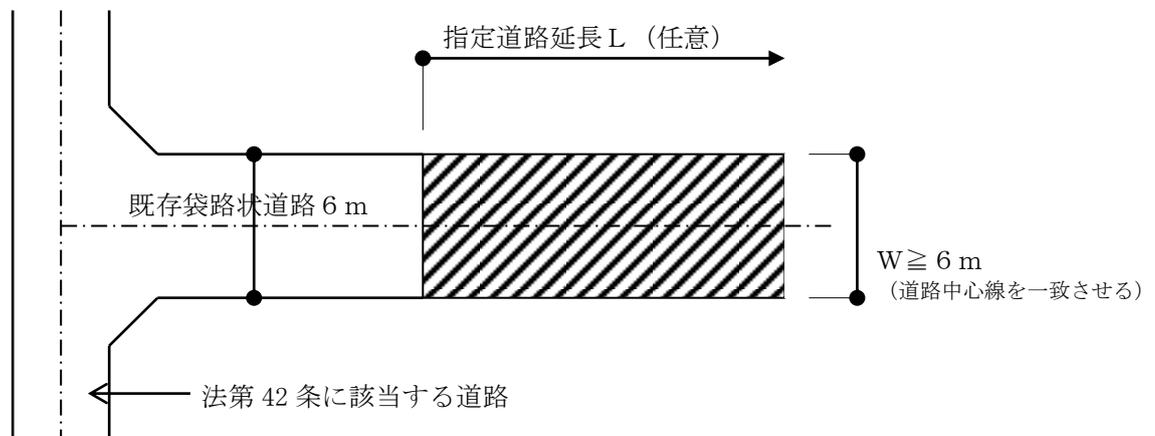
(イ)



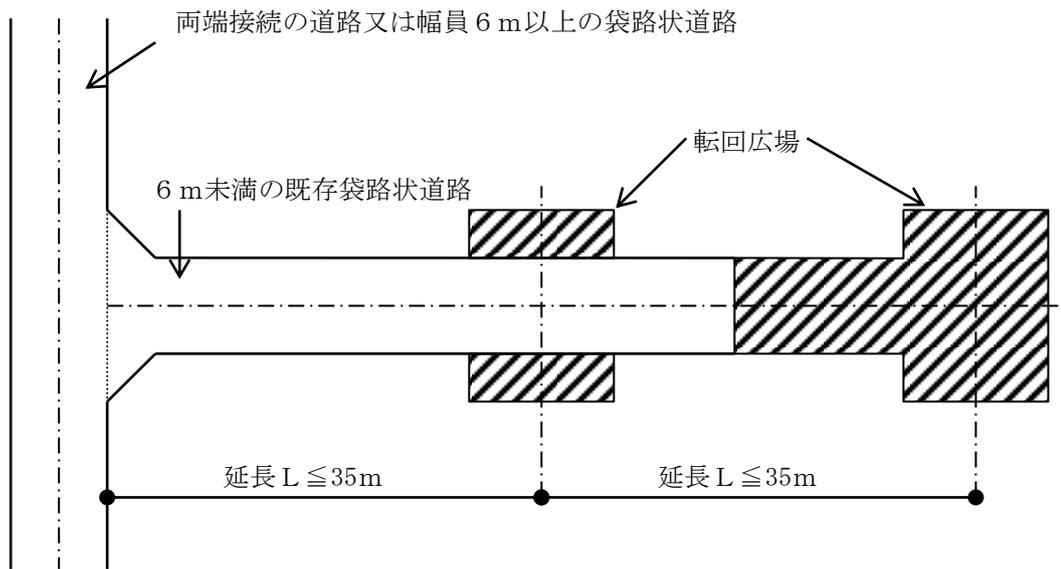
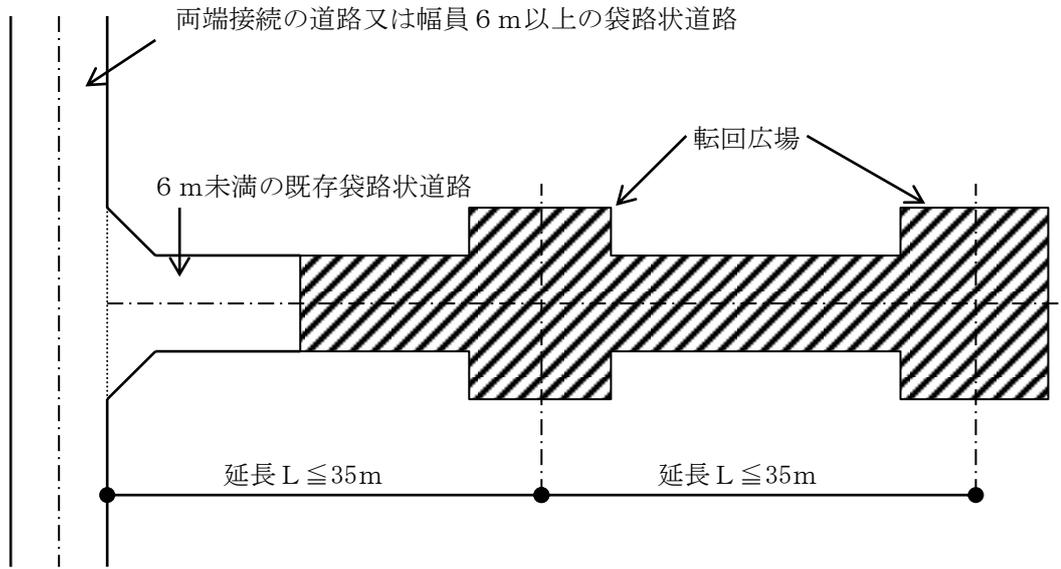
(ロ)



(ハ)



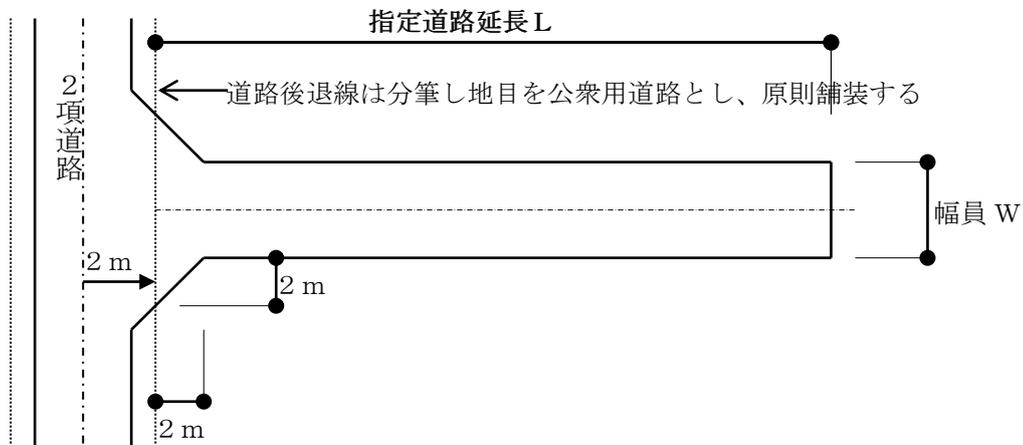
(二) 6 m未満の既存袋路状道路をその幅員で延長する場合



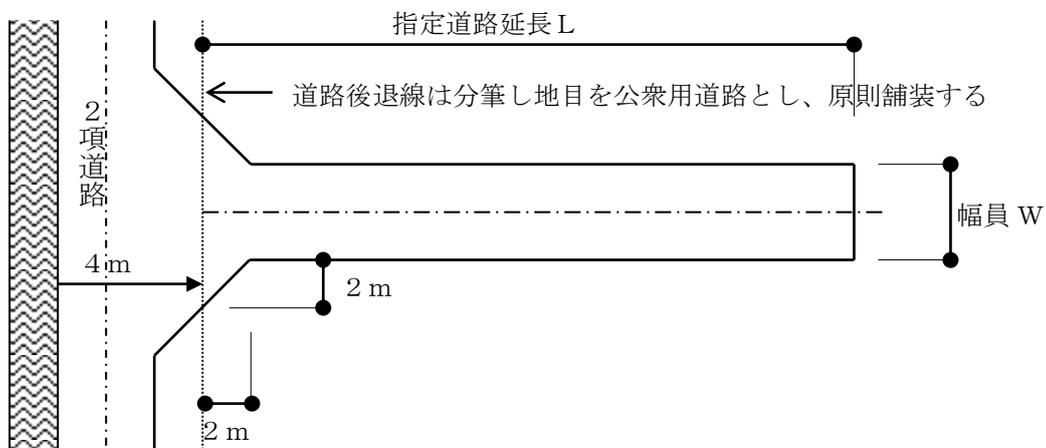
別記第2図

法第42条第2項の道路に接続する場合

(イ) 一般的な場合

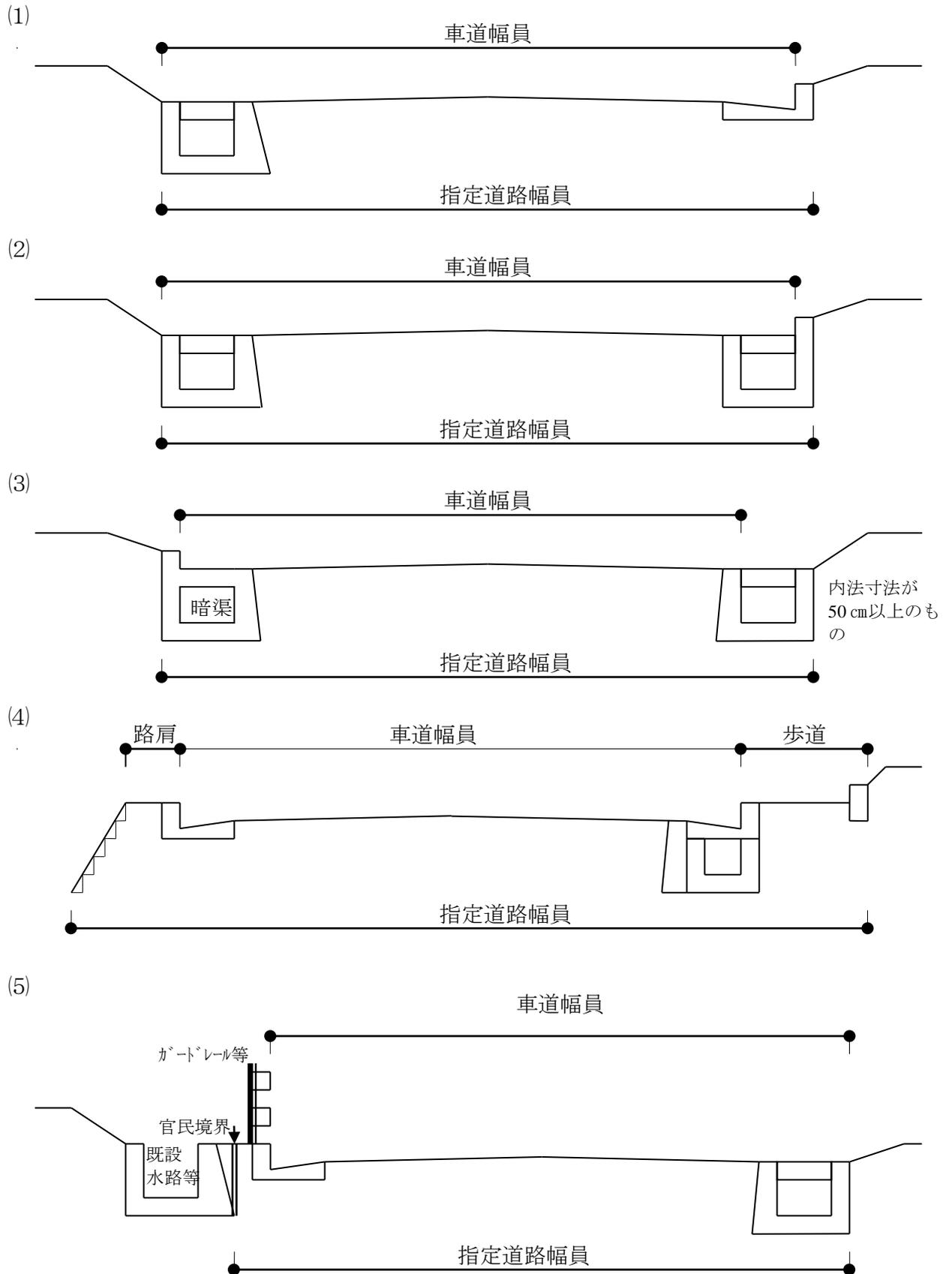


(ロ) 河川、がけ等に接する場合



別記第3図

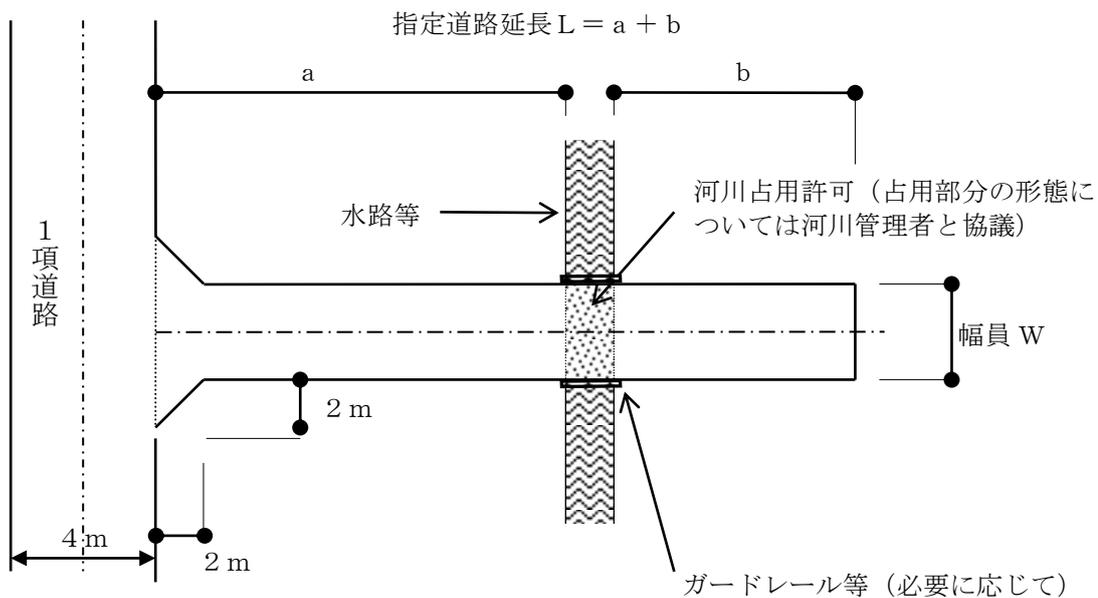
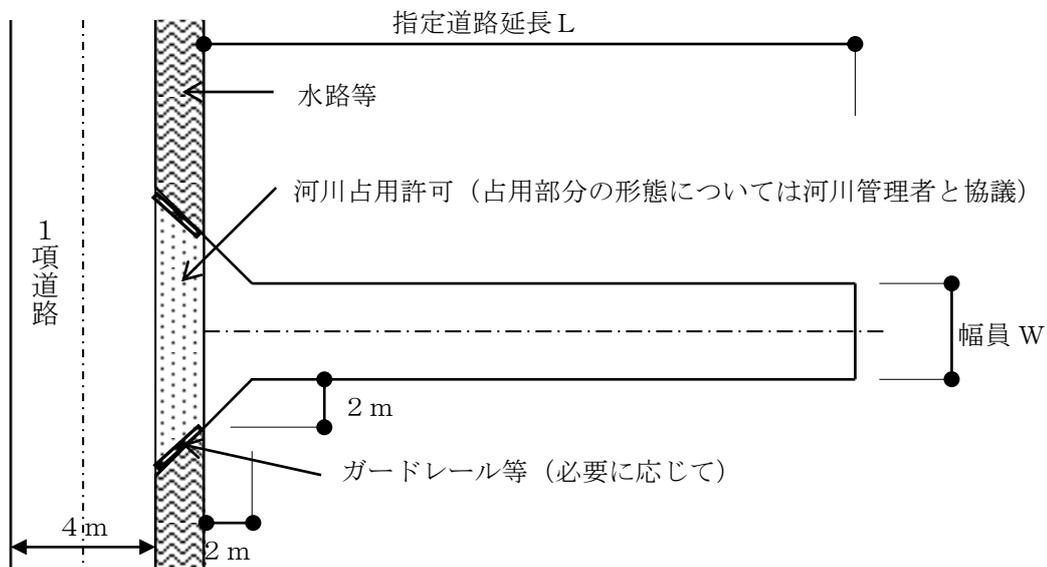
道路幅員及び車道幅員のとり方



(注) 指定した道路幅員内は建築基準法第44条の建築制限を受ける。

別記第4図

河川等を挟んで接続する場合



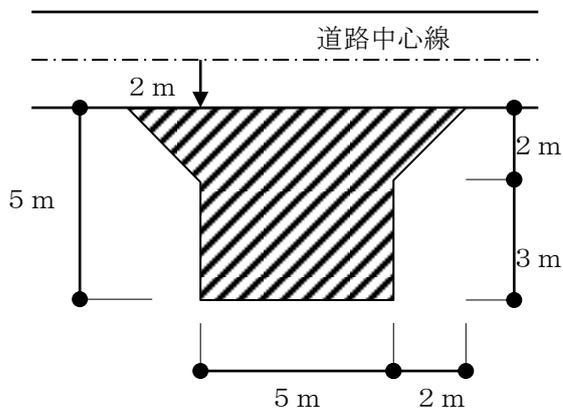
第8条第3項により転回広場の検討を行う場合は、占有部分の延長を指定道路の延長に加算すること

別記第5図

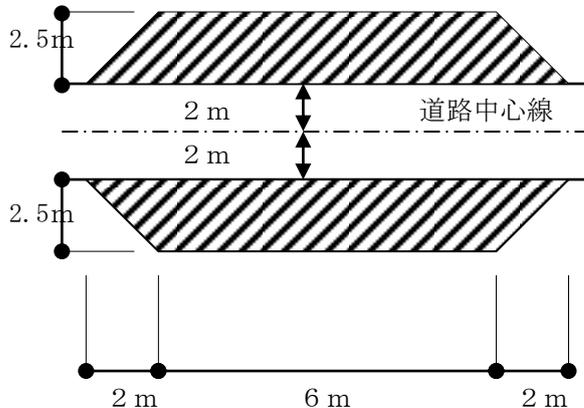
転回広場の形状

(1) 中間に設けるもの

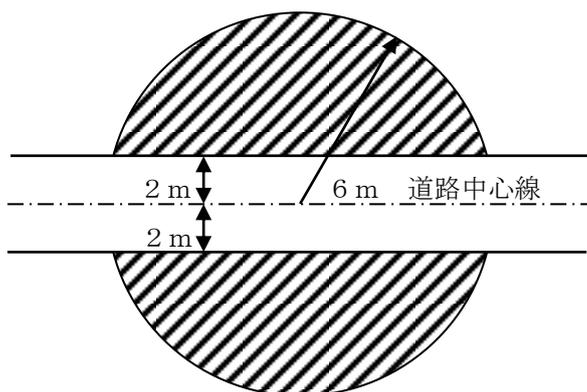
(イ)



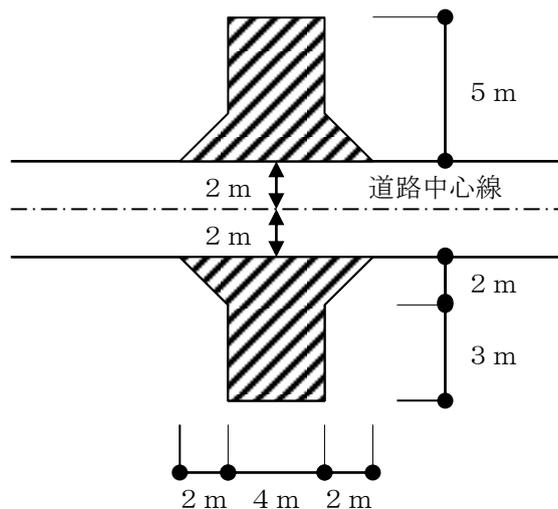
(ロ)



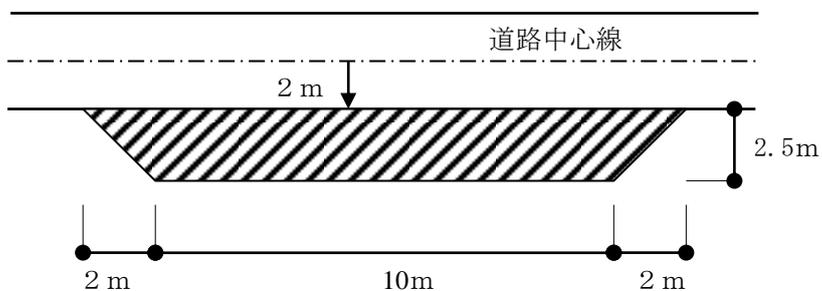
(ハ)



(ニ)

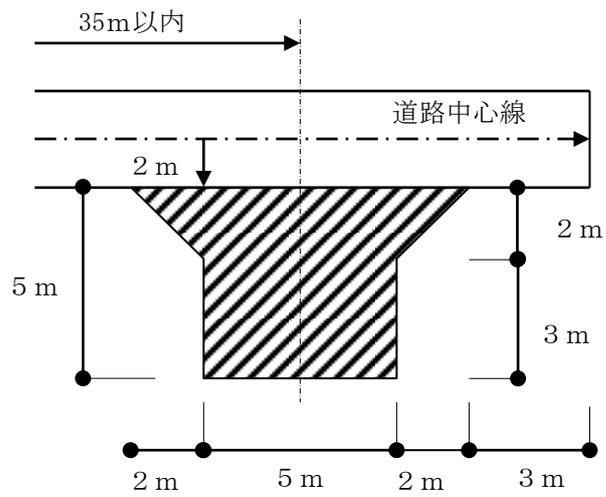


(ホ)

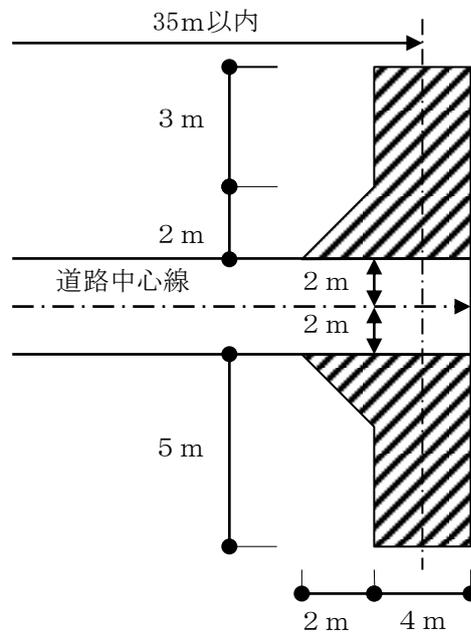


(2) 終端の設けるもの

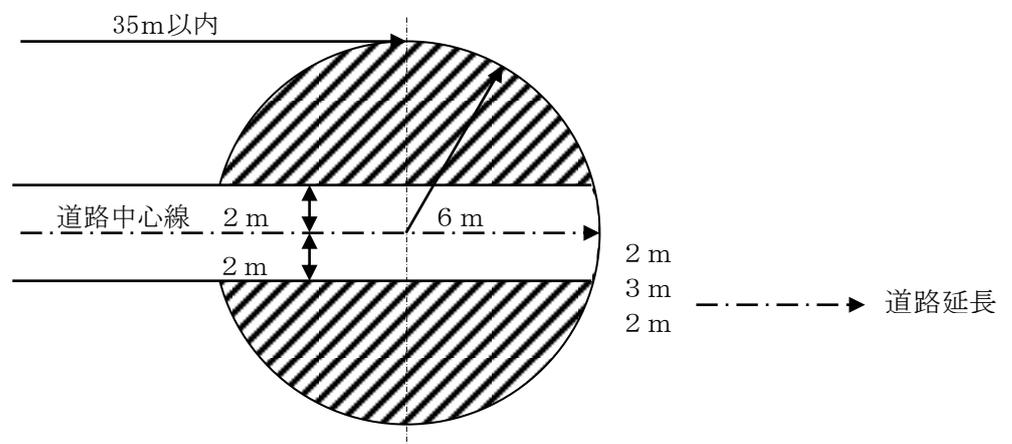
(イ)



(ロ)



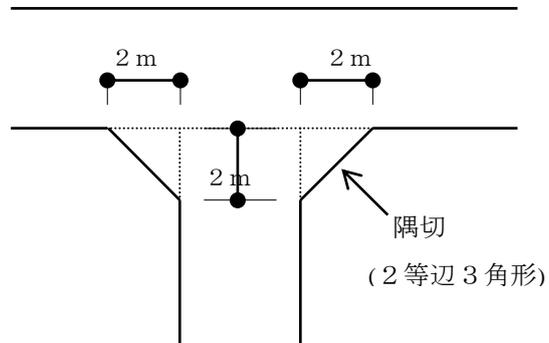
(ハ)



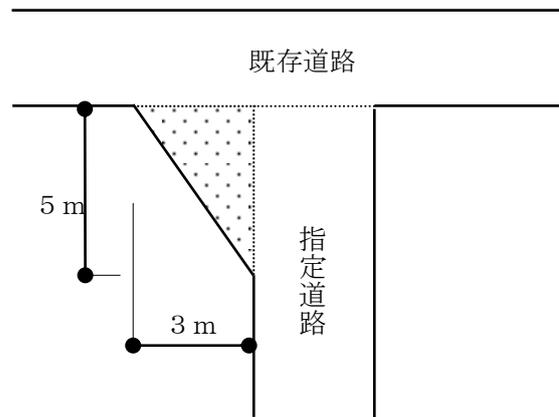
別記第6図

隅切

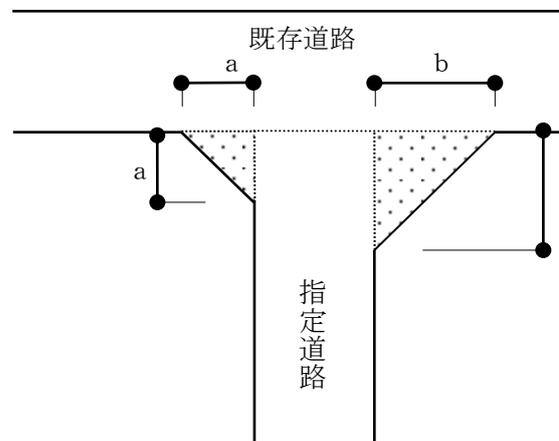
① 両側隅切り



② 片側隅切り

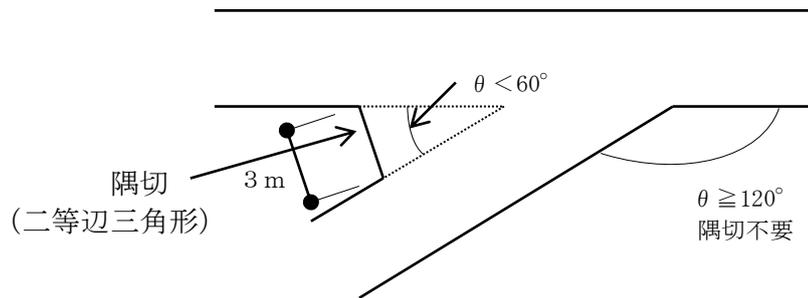


③ 変則隅切り



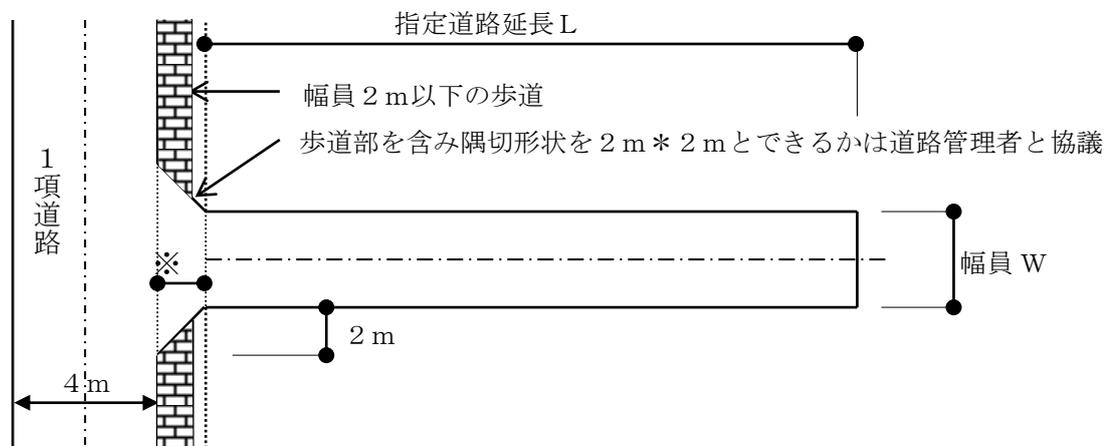
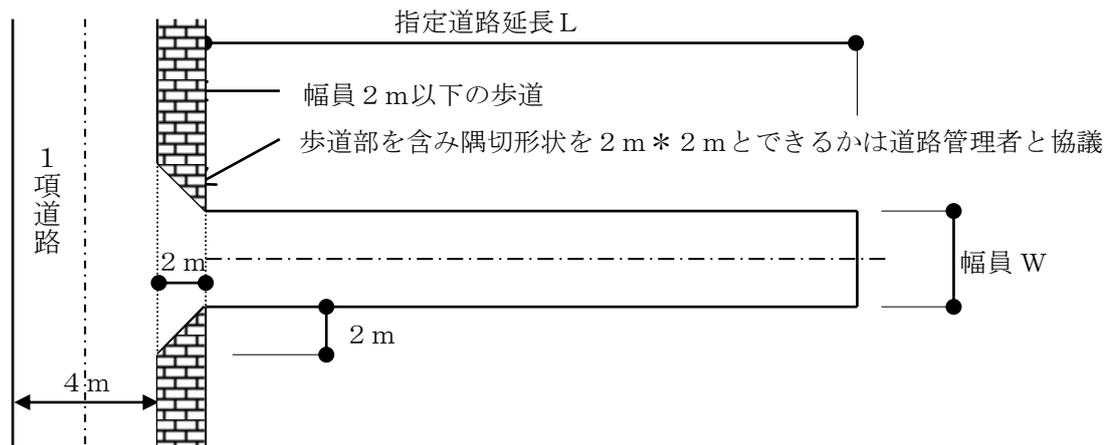
$(a \geq 1 \text{ m} \text{ かつ } b \geq 1 \text{ m}) \text{ かつ } (a + b \geq 4 \text{ m})$

④ 交差、接続又は屈曲により生じる内角が 60 度未満のときの隅切り

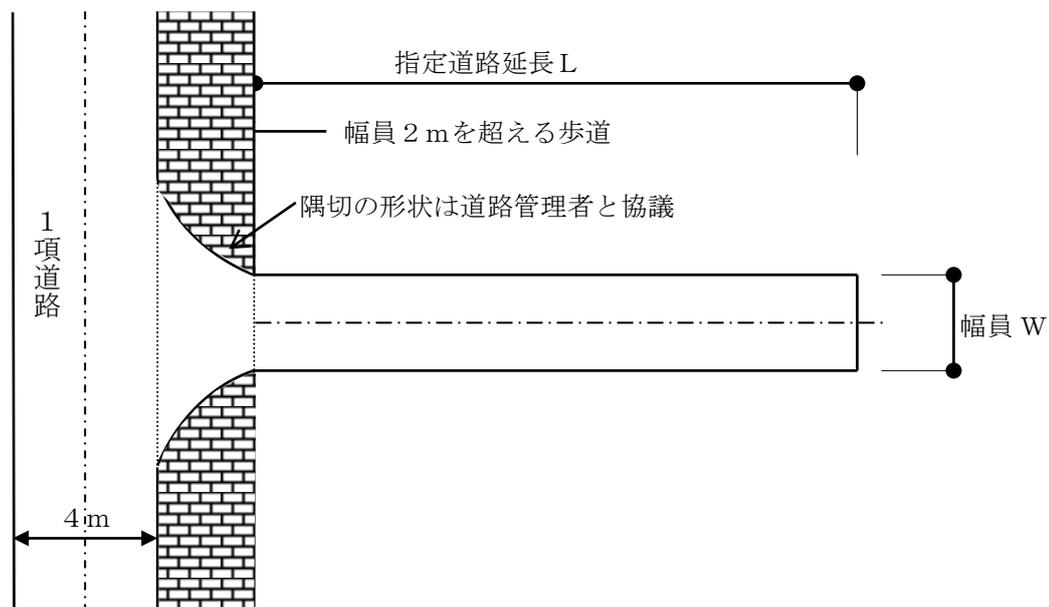


⑤ 歩道を挟んで接続する場合

(イ)



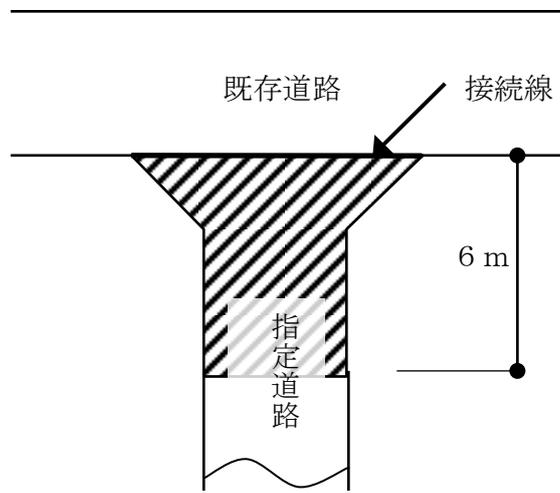
(ロ) 道路管理者と協議により、特定行政庁が周囲の判断によりやむを得ないと認め、隅切を設ける必要がない場合



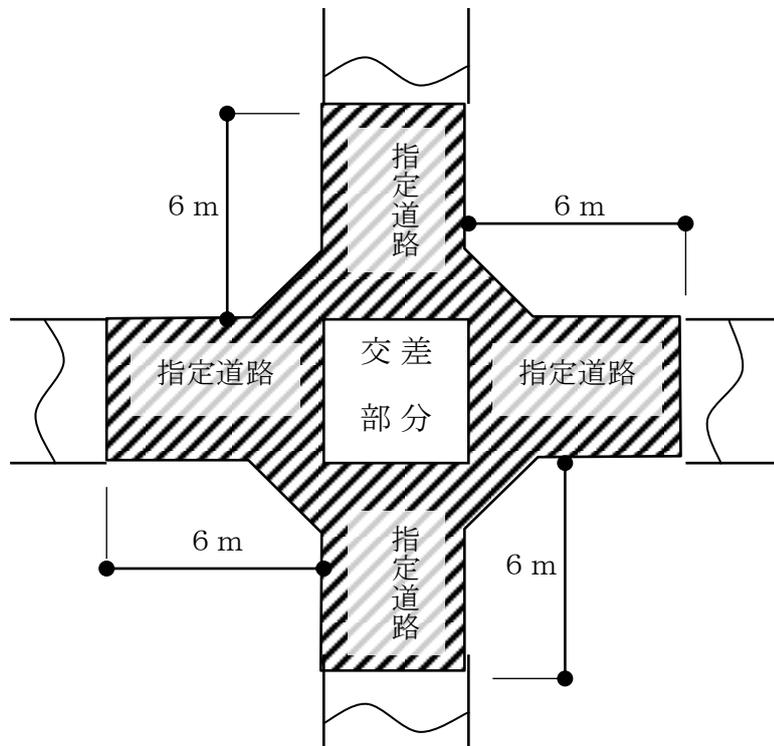
別記第7図

勾配

① 接続



② 交差

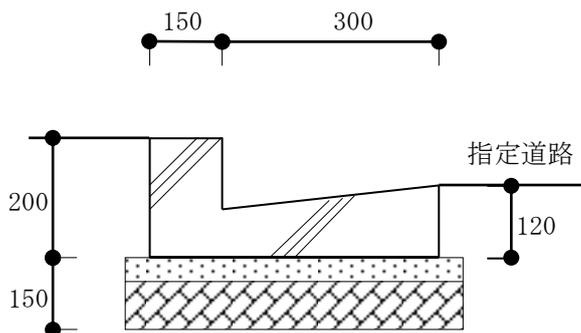


別記第8図

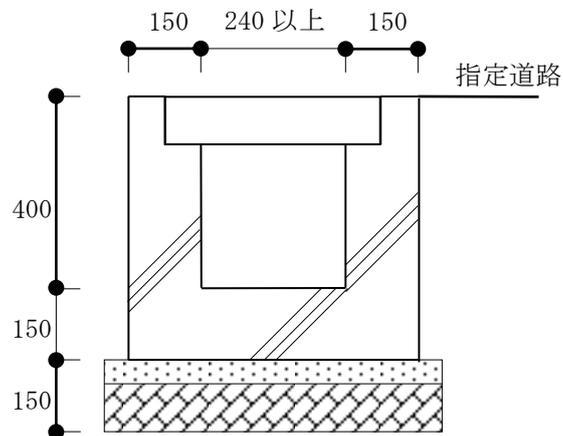
排水施設

指定道路及びこれに接する敷地の排水に必要な排水施設は、次図の構造と同等以上のものとする。

L型側溝（現場打ち）

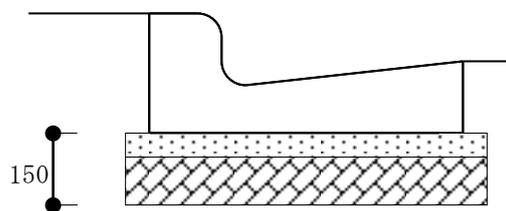


U型側溝（現場打ち）



L型側溝（コンクリート2次製品）

L型側溝（J I S A5372）



U型側溝（コンクリート2次製品）

落ちふた式U型側溝3種

